

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

高島市長

市町村名 (市町村コード)	高島市 252123
地域名 (地域内農業集落名)	朽木地域 上岩瀬地区 (岩瀬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・地域の担い手の高齢化が進む中、後継者も少ないため、新たな担い手の確保が必要である。
- ・中山間地域であり、傾斜地が多く、農地とその周辺の景観の保全に多大な労力を要する。今後も集落ぐるみでの管理が必要である。
- ・地区の水系が多数あり、維持管理についての方策が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としつつ、今後は生産性の高い農業も検討し、収益性を向上させる。
- ・認定農業者に農地の集約化を進める。
- ・地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、担い手を確保する。
- ・条件が悪い農地も将来的に荒廃しないよう、粗放的な管理に努める。
- ・地域内での機械の共同利用や共同経営化について検討し、担い手の経費負担削減を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	3.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	3.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

集落での話し合いを継続し、目標地図の確認と見直しを行いながら、農地の集積・集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

目標地図に基づく担い手への農地集積を図るため、農地中間管理機構を通じた農地の貸借を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・農地の大区画化、自動給水装置の設置を進める。
- ・用排水路の漏水などの補修を行う。
- ・水はけが悪い農地に暗渠排水を整備する。
- ・獣害防止のため獣害柵の補修を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から意欲ある農業経営の拡大や新規就農等の希望がある場合は、意向を踏まえながら関係機関と連携し対応する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

JA等から情報の提供を受け、必要があれば検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①既設獣害柵の定期的な維持管理や補修作業を実施するために定期的な見回り当番を決めて適切に管理する。
- ⑧基幹水路の延長が長く維持管理に苦慮していることから、水路の暗渠化や、非農家にも水路清掃活動に参加を呼びかける。